

「令和元年度第四次産業革命スキル習得講座認定 実施状況報告書(令和元年度実績)」等報告実施要領

本報告実施要領をよくお読みいただくとともに、下記の要領で必要書類を提出してください。

1. 実施状況報告書等の提出が必要となる講座

今回実施状況報告書等の提出が必要となるのは、第四次産業革命スキル習得講座の認定の適用日が平成30年4月1日から令和2年3月31日までの講座(第1回～第4回認定講座)です。

2. 報告の対象

- (1) 報告の対象となる事業者は、1. の講座認定を受けた事業者です。
- (2) 報告の対象となるのは、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)の実績です。

3. 提出物

令和元年度内(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)の当該認定講座の修了者の有無などによって異なります。以下および別紙の具体例を確認の上、ご対応をお願いします。

- ① 「第四次産業革命スキル習得講座 受講者アンケート(修了時)」の写し(コピー)
※修了時アンケートを実施していない講座(年度内に修了者がいない講座)は提出対象外。
- ② ①の集計結果を記載した「第四次産業革命スキル習得講座 修了時実施状況報告書(令和元年度実績)」
※①が提出対象外(修了時アンケートを実施していない講座)であっても必ず提出が必要です。
- ③ 「第四次産業革命スキル習得講座 受講者アンケート(フォローアップ)」の写し(コピー)
※フォローアップアンケートを実施していない講座(年度内に修了者がいない講座、修了者がいるが計画されているフォローアップ調査の実施時期がまだ訪れていない講座)は提出対象外。
- ④ ③の集計結果を記載した「第四次産業革命スキル習得講座 フォローアップ時実施状況報告書(令和元年度実績)」
※③が提出対象外(フォローアップアンケートを実施していない講座)の場合には提出不要。

※フォローアップ調査は、講座修了日から6～12か月後を目安として実施することが必要です。
※本報告においては、認定期間開始(第1・2回認定講座は前年度報告)以降、報告時点までに実施(回収)済みの分を提出してください。報告時点でフォローアップ調査の実施時期が到来しておらず実施(回収)未了の分については、計画している時期に確実にアンケートを実施し、次年度の報告においてご提出をお願いします。

4. 「第四次産業革命スキル習得講座 修了時/フォローアップ時実施状況報告書(令和元年度実績)」の記入方法

- (1) 実施状況報告書の様式は経済産業省ホームページ「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」中の「フォローアップ調査について」より様式をダウンロードしていただき、ご記入の上、メールでの提出をお願いします。

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/reskillprograms/index.html>

ホーム > 政策について > 政策一覧 > 経済産業 > 産業人材 > 第四次産業革命スキル習得講座認定制度

- (2) 実施状況報告書上段の「認定番号」の選択について

「第四次産業革命スキル習得講座認定証」に記載されている講座毎の「第四次産業革命スキル習得講座認定番号」を、(1)によりダウンロードした実施状況報告書の様式上段の「認定番号」欄に記載して下さい。なお、認定番号については、同ページ中「第四次産業革命スキル習得講座一覧」からも確認ができます。

- (3) 修了時実施状況報告書(1)「講座の開催状況」について

① 令和元年度内の開講回数 令和元年度(平成31年4月1日から令和元年3月31日まで)に開講した全ての講座の数(開講中である講座、閉講した場合であっても修了した者がいない講座、開講の実績がない講座(0回)も含む)
② 令和元年度内の募集定員(開講回数×定員数) ①に係る教育訓練講座の定員数
③ 令和元年度内の受講者数 ①に係る教育訓練講座の年度内の受講者数(0人も含む)
④ ①の開講講座のうち、講座が完了していない講座数 ①に係る教育訓練講座のうち、まだ開講中である講座の数
⑤ ④の講座の受講者数 令和元年度内に開校した講座のうち、まだ開講中であるものの受講者数
⑥ 令和元年度内の修了者数(修了証発行枚数) 令和元年度内に講座を修了した者の数(修了証発行枚数) ※平成30年度内に受講を開始し令和元年度内に修了した者も含む。

- (4) 修了時実施状況報告書(2)/フォローアップ実施状況報告書「受講修了者による講座の評価等」について

・各事業者において受講者全員に対し、別の添付ファイル「受講者アンケート(修了時)」と「受講者アンケート(フォローアップ)」のそれぞれの調査を行った上で、集計結果を該当する項目に記入してください。

・受講者へのアンケート実施に当たっては、郵送・メール・直接配布等、手法は問いませんが、認定講座の受講者全員に対し、「受講者アンケート(修了時)」や「受講者アンケート(フォローアップ)」それぞれの質問内容で調査してください。

- (5) 修了時実施状況報告書(3)「(1)①で年度内の開講回数が「0回」となった理由」について
令和元年度中に開講を予定していたにも関わらず、開講実績がない理由について、該当するものを○で囲んでください。また、該当がない場合には「3. その他」に記入をお願いします

ます。

5. その他の留意点

- (1) 本件は、「第四次産業革命スキル習得講座の認定に関する規程」(平成 29 年経済産業省告示第 182 号)第4条の規定に基づき、認定を受けた教育訓練を実施する者に対し、当該教育訓練の実施状況について報告を求めるものです。
今回の実施状況報告書等の提出を故意に怠った場合又は虚偽の報告を行った場合には、『「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」に関する実施要項』(令和元年 12 月一部改正。以下「要項」という。)
「6 認定の取消し」に定めるところにより、認定有効期間内においても、認定を取り消す場合がありますので、予めご留意願います。
- (2) 教育訓練修了後の「アンケート調査等」及び「フォローアップ調査」の実施については、要項「3 認定」(9)に定めるところにより、講座認定の要件であることから、これらが実施されていないなど、認定の要件を満たさなくなると認められる場合は、当該認定を取り消すことがあります。
- (3) この調査はあくまで認定講座の実績等実施状況の報告をしていただくものですので、それ以外の報告や変更等を行うものではありません。講座内容に変更等がある場合は、別途、所要の手続が必要であり、また、廃止を予定している場合は、別途、廃止届の提出が必要です。手続に遺漏のないようお願いいたします。また、記入に当たっては、認定されている名称、内容に基づいて正確に報告して下さい。
- (4) 報告対象講座が複数ある場合は、講座毎に実施状況報告書等をメールにてご提出下さい。
- (5) 実施状況報告書等の提出の際には、実施状況報告書等指定以外の書類を含めないでください(郵送の場合は同封しないで下さい)。

6. 提出期限

令和2年7月10日(金)

※基本的にはメールでのご提出をよろしくお願ひします(難しい場合には郵送での提出でも構いません)。

※郵送における提出の際には、上記提出期限内に発送した事実を証明できるようにして下さい。(例:配達記録郵便物受領証を控えておく等)

7. 書類提出先および問い合わせ先

<書類提出先>

クラウド、IoT、AI、データサイエンス、ネットワーク、セキュリティの講座

担当者: 商務情報政策局情報技術利用促進課

松岡、林田 <joshin@meti.go.jp >

〒100-8901

東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号

経済産業省商務情報政策局情報技術利用促進課
第四次産業革命スキル習得講座認定申請受付担当 松岡、林田 宛

自動車モデルベース開発分野の講座

担当者:製造産業局自動車課
日山 <hiyama-chiaki@meti.go.jp>

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

経済産業省製造産業局自動車課

第四次産業革命スキル習得講座認定申請受付担当 日山 宛

生産システムデジタル設計分野の講座

担当者:製造産業局ものづくり政策審議室

住田 <sumita-mitsuyo@meti.go.jp>、中村 <nakamura-akira@meti.go.jp>

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

経済産業省製造産業局ものづくり政策審議室

第四次産業革命スキル習得講座認定申請受付担当 住田、中村 宛

<本制度・実施状況報告(修了時・フォローアップ調査)に関するお問い合わせ先>

経済産業政策局産業人材政策室 担当者 橋本、北林

電話:03-3501-2259

「実施状況報告書」のQA表

(Q1)

令和元年度内(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)に廃止届を提出したのですが、実施状況報告書等の提出は必要でしょうか。

(A1)

必要となります。令和元年度内に廃止した講座については、廃止日までの実施状況を報告してください。

(Q2)

修了時・フォローアップアンケートについて、既に卒業して連絡がつかない、仕事などが忙しくアンケートに回答してもらえないなど、回収率が低い場合、講座指定に影響があるのか。

(A2)

特にフォローアップの受講者アンケートについては、上記のような事案が生じることもやむを得ないと考えますが、このような場合であっても、電話や文書、メールなど何らかの方法で修了生に可能な限り連絡を行い、アンケート回収をお願いいたします。

一方で、修了時アンケートについては、講座最終日に受講生に対して一括してアンケートを行うなど、フォローアップと異なりより回収率は高まるものであると想定されるので、何らかの方法で受講生からのアンケート回収を行う方法を工夫していただきますようお願いいたします。

(Q3)

「実施状況報告書」を期限内に提出しないと当該講座の認定が取り消されることがあるのか。

(A3)

期限内に「実施状況報告書」が提出されない場合、担当課室より督促を行い、その際に設定された最終提出期限までに回答がない講座は、認定取り消しとなりますことがあります。

本報告書の提出については、「経済産業省告示第182号」や「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」に関する実施要項(令和元年12月一部改正)に定められています。要項「3 認定」(9)に定めるところにより、講座認定の要件であることから、これらが実施されていないなど、認定の要件を満たさなくなると認められる場合は、当該認定を取り消すことがあります。

事業所の住所変更があり、郵便物が届かないなど、事業所側と連絡が取れずに期限切れになった場合でも認定取り消しの対象となるため、郵便物の送付先や電話番号等に変更があった場合は、適切に変更届を提出してください。

(Q4)

第四次産業革命スキル習得講座の対象講座として認定を受けているが、令和2年3月31日時点で講座が終了していない場合でも回答する必要があるのか。

(A4)

「第四次産業革命スキル習得講座 修了時実施状況報告書(令和元年度実績)」のみ提出が必要となります。

本調査の報告対象は、平成30年4月1日から令和2年3月31日までに第四次産業革命スキル習得講座の認定を受けた講座のため、たとえ令和2年3月31日時点において開講中の講座であっても実施状況報告書において開講回数・募集定員・受講者数・講座が完了していない講座数の報告が必要となります。※「受講者アンケート」の提出は不要です。

(Q5)

受講者アンケート(修了時/フォローアップ時)について、所定の様式を使用せずWEB上で受講者に回答させても構わないか。その場合、アンケートの写しが提出できないが、どうしたらよいか。

(A5)

受講者アンケートは、所定の様式に示す調査項目を含めていれば、WEB上で回答させても差し支えありません。

WEBで回答させた場合などで受講者アンケートの写しが提出できないときは、受講者ごとの回答が分かるよう、EXCEL等にまとめた資料を提出してください。

以上、ご不明な点は産業人材政策室の担当までご相談ください。

【参考】令和元年度 実施状況報告の提出物（具体例）

